

『改正建築士法講習会（法適合確認）』で寄せられた主な質問と質問に対する回答

『改正建築士法講習会（法適合確認）』での講義内容及びテキストに関し、皆様から寄せられた主な質問について、テーマごとに集約して回答いたします。

なお、講義内容及びテキストと関係がない質問等は取り上げておりませんので、ご了承ください。

No.	主な質問及び回答
1.	<p>構造設計/設備設計の設計変更に関する質問について</p> <p>構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の関与が義務付けられる対象建築物について、構造設計図書/設備設計図書の一部が変更された場合には、再度、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士による関与が必要となります。</p> <p>なお、設計変更とは、設計図書の一部を変更することであり、その考え方は、従来とおりです。</p>
2.	<p>設備設計一級建築士による関与が必要となる増改築等に関する質問について</p> <p>建築物の増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替(以下「増改築等」という。)を行う場合にあっては、階数が3以上で床面積の合計が5,000 m²を超える規模の増改築等を行う際に、設備設計を行った場合には、設備設計一級建築士の関与が必要となります。</p>
3.	<p>大規模な工作物への構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の関与に関する質問について</p> <p>建築基準法第88条の規定により建築物に関する規定が準用される工作物については、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の関与は不要です。</p>
4.	<p>構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の関与義務規定の適用開始日・時期に関する質問について</p> <p>平成21年5月26日以前に行った構造設計/設備設計による建築物の計画については、平成21年11月26日までの間は、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士による関与は不要です。平成21年5月26日以前に行われた構造設計/設備設計について、平成21年11月26日までに設計の変更を行った場合についても同様です。</p>

	<p>なお、「平成21年5月26日以前に行った設計」とは、同日までに設計者が設計図書を作成し、当該図書に記名押印を行うことにより設計が完了されたものを指します。</p> <p>また、上記の経過措置の適用を受けようとする場合、確認申請書第2面の備考欄に、設計を終えた日付を記入し、経過措置の対象であることを明記する必要があります。(記載例は、新・建築士制度普及協会のホームページをご覧ください http://www.icas.or.jp/index.php)</p>
5.	<p>講習会テキスト【設備編】の参考資料2(「法適合確認チェックリスト(例)」)に関する質問について</p> <p>参考資料2は、設備設計一級建築士以外の一級建築士が設備設計を行い、設備設計一級建築士が法適合確認を行う際の参考として、設備関係規定の設備設計図書とこれに明示すべき事項に係るチェックリストを例示したものです。(【構造編】も同様です)</p>
6.	<p>法適合確認を行う構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の建築基準法・建築士法上の責任に関する質問について</p> <p>法適合確認を行う構造設計一級建築士/設備設計一級建築士は、その構造設計/設備設計について、当該確認を行う範囲内において、建築基準法上の設計者としての責任を負うこととなります。</p> <p>また、法適合確認は建築士法に基づく建築士の業務の一部であり、法適合確認を行った構造設計一級建築士/設備設計一級建築士は、建築士として建築士法の規定の適用の対象となります。</p>
7.	<p>構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の記名・押印に関する質問について</p> <p>(自ら設計を行った場合)</p> <p>構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の関与の対象となる建築物について、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士が自ら構造設計/設備設計を行った場合には、一級建築士として行う記名・押印のほかに、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士である旨の表示を行わなければなりません。</p> <p>(法適合確認を行った場合)</p> <p>構造設計一級建築士/設備設計一級建築士以外の一級建築士が、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の関与の対象となる建築物の構造設計/設備設計を行った場合は、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士に</p>

	<p>法適合確認を求めなければなりません。この場合において、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士は、当該構造設計図書/設備設計図書に構造関係規定/設備関係規定に適合することを確認した旨又は適合することを確認できない旨を記載し、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士である旨の表示をして記名・押印を行わなければなりません。</p> <p>なお、この場合、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士以外の一級建築士は、当該構造設計図書/設備設計図書に一級建築士である旨の表示をして、記名及び押印する必要があります。</p>
8.	<p>構造設計一級建築士/設備設計一級建築士が、当該構造設計/設備設計に係る建築物が構造関係規定/設備関係規定に適合することを確認できない場合の取扱いに関する質問について</p> <p>構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の関与が必要となる建築物の計画について、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の関与が行われていない場合、建築主事は建築確認の申請を受理することができません。また、工事の着工も禁止されています。</p>
9.	<p>構造関係規定に関する質問について</p> <p>建築士法第20条の2第2項に定める構造関係規定については、参考資料1(「構造関係規定」)をご覧ください。</p>
10.	<p>関与の対象となる建築物について、構造設計一級建築士による関与がある場合の構造安全証明書の交付に関する質問について</p> <p>関与の対象となる建築物について、構造設計一級建築士自らが構造設計を行った場合、当該構造設計一級建築士は、構造安全証明書の交付義務はありません。</p> <p>また、関与の対象となる建築物について、構造設計一級建築士が法適合確認を行った場合、当該構造設計を行った構造設計一級建築士以外の一級建築士は、構造安全証明書の交付義務はありません。</p>
11.	<p>構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の関与の方法に関する質問について</p> <p>構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の関与とは次のいずれかをいいます。</p> <p>構造設計一級建築士/設備設計一級建築士が自ら構造設計/設備設計を</p>

	<p>行う。(この場合、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士は、構造設計図書/設備設計図書に構造設計一級建築士/設備設計一級建築士である旨の表示を行います。)</p> <p>構造設計一級建築士/設備設計一級建築士以外の一級建築士が行った構造設計/設備設計について、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士が法適合確認を行う。(この場合において、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士は、当該構造設計/設備設計に係る建築物が構造関係規定/設備関係規定に適合することを確認したとき又は確認できないときは、当該構造設計図書/設備設計図書にその旨を記載し、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印を行います。)</p>
12.	<p>構造設計/設備設計に関する質問について</p> <p>建築士法上、構造設計/設備設計とは、構造設計図書/設備設計図書の設計をいい、構造設計図書/設備設計図書の内容は、建築士法施行規則第1条第1項及び第2項において、規定されています。</p>
13.	<p>建築基準法第87条の2が適用される場合の設備設計一級建築士の関与の可否に関する質問について</p> <p>階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の設備設計について、設備設計一級建築士の関与が必要となります。</p> <p>建築物の増改築等を行う場合にあっては、階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える規模の増改築等を行う際に設備設計を行った場合には、設備設計一級建築士の関与が必要となります。いわゆる改修工事で増改築等に該当しないものに係る設計については、設備設計一級建築士の関与は不要です。</p>
14.	<p>建築基準法第35条が適用される場合に関する質問について</p> <p>建築基準法第35条に定める設備関係規定については、参考資料1(「設備関係規定」)をご覧ください。</p>

15.	<p>構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の関与の対象となる建築物の工事監理について、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の関与の要否に関する質問について</p> <p>構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の関与の対象となる建築物について、工事監理においては、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の関与は不要です。</p>
16.	<p>構造設計一級建築士/設備設計一級建築士が法適合確認した場合、当該構造設計一級建築士/設備設計一級建築士による構造設計図書/設備設計図書の保存の要否に関する質問について</p> <p>構造設計一級建築士/設備設計一級建築士が法適合確認した場合、当該構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の所属する建築士事務所の開設者は、当該構造設計一級建築士/設備設計一級建築士が法適合確認を行った構造設計図書/設備設計図書を保存する必要はありません。</p> <p>ただし、当該建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに作成する業務報告書や建築士法第24条の4第1項に規定する帳簿等には、受託した法適合確認業務について記載する必要があります。</p>
17.	<p>法適合確認を行う構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の重要事項説明書への記載の要否に関する質問について</p> <p>法定事項ではありませんが、重要事項説明書に記載を行うことは可能です。法適合確認を行う構造設計一級建築士/設備設計一級建築士が業務開始後に決定する場合には、説明を行う段階で想定される委託先を記載し、決定次第建築主に対して通知を行うことが考えられます。</p>
18.	<p>構造設計一級建築士/設備設計一級建築士による法適合確認の方法に関する質問について</p> <p>構造設計図書/設備設計図書を分割して、複数の構造設計一級建築士/設備設計一級建築士に法適合確認を依頼することは可能です。この場合、法適合確認を行った構造設計一級建築士/設備設計一級建築士は、自身が法適合確認を行った範囲を明確にした上で、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士である旨の表示をして、記名及び押印を行うことが必要です。</p>

19.	<p>都道府県建築設計サポートセンターにおいて公開されている協力事務所リストに関する質問について</p> <p>都道府県建築設計サポートセンターでは、協力事務所リストを閲覧に供していますが、業務契約は、事務所間の合意に基づいて定められるべきものです。</p> <p>詳しくは、新・建築士制度普及協会のホームページをご覧ください (http://www.icas.or.jp/index.php)。</p>
20.	<p>構造設計一級建築士/設備設計一級建築士による法適合確認の業務量及び報酬に関する質問について</p> <p>平成21年3月に、建築設計事務所、構造設計事務所、設備設計事務所及びゼネコンを対象に、法適合確認の対象となる一定の要件を満たす具体的建築物の設計事例について、法適合確認業務の試行(シミュレーション)を行いました。</p> <p>結果については、新・建築士制度普及協会のホームページをご覧ください (http://www.icas.or.jp/index.php)。</p>
21.	<p>法適合確認業務委託契約書(案)及び法適合確認業務委託契約約款(案)に関する質問について</p> <p>上記の(案)は雛形を示しているもので、事務所間の合意に基づいて、(案)とは異なる契約書及び契約約款を作成することは差し支えありません。</p>
22.	<p>構造設計一級建築士/設備設計一級建築士である一級建築士が、重要事項説明時に提示する免許証(免許証明書)に関する質問について</p> <p>一級建築士事務所の管理建築士等は、重要事項の説明をするときは、建築士法第24条の7第2項に基づき、建築主に対し、一級建築士免許証又は免許証明書を提示しなければなりません。</p>
23.	<p>耐震改修の場合の構造設計一級建築士の関与に関する質問について</p> <p>当該耐震改修が、当該改修後に建築基準法第20条第一号又は第二号に掲げる建築物に該当する建築物について、一級建築士の業務独占の対象となる増改築等に係る構造設計を行うものである場合には、構造設計一級建築士の関与が必要となります。</p>
24.	<p>構造設計一級建築士/設備設計一級建築士が法適合確認のみを行う場合の建築士事務所登録に関する質問について</p>

	<p>建築士法第21条において、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士による法適合確認は「設計」に含まれることとされており、これは、建築士事務所の登録が必要となる場合を定めた同法第23条における「設計」についても同様です。</p>
--	---